横浜市奨学条例施行規則の一部改正について（改正案概要）

１　改正の趣旨

　　本市では、経済的理由により修学困難な高等学校の生徒に対し、横浜市奨学条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）の定めるところにより、奨学金を支給しています。

令和６年度から電子申請・届出システムによるオンライン申請を導入するため、令和５年第４回市会定例会において条例を一部改正しました。これに伴い、奨学生の志願に係る手続を変更するとともに、規定を整理するため、規則を一部改正します。

２　改正概要

（1）規定の整理

ア　奨学生願書及び推薦調書の提出（第２条第１項及び第２項）

志願にあたる提出書類について、第１項で奨学生を志願しようとする者が奨学生願書を提出し、家族の収入状況を証明する書類を添付しなければならないとするとともに、第２項で学校長が推薦調書を提出しなければならないとするよう、規定を整理します。

イ　選考及び決定（第３条第２項及び第３項）

同条第３項に規定される誓約書（第５号様式）を廃止し、第２条第１項に規定される奨学生願書（第１号様式）を修正します。

ウ　奨学金の支給方法の変更による削除（第５条）

改正条例第８条の規定のとおり、奨学金は学校長を経ずに交付することとするため、本条を削除します。

エ　奨学金の返還（新設第５条）

保護者が横浜市外に転居したときや奨学生が退学したとき等について、教育長が奨学金の返還を求めなければならないとします。

（2）様式の変更

　　　奨学生願書（第１号様式）及び推薦調書（第２号様式）を改正し、誓約書（第５号様式）を削除します。また、奨学生証書（第４号様式）の様式番号を第３号様式に繰上げます。

　　ア　奨学生願書（第１号様式）

誓約書（第５号様式）を廃止したことに伴い、奨学生が支給を申し出る文言を修正しました。また、本人及び保護者の署名欄を削除します。さらに、生計を同じくする家族の記入欄の一部を削除します。これらにより、志願に係る手続を簡素化します。

イ　推薦調書（第２号様式）

学校長印欄を削除します。

３　施行予定日

　　令和６年４月1日（改正条例の施行と同日）